

視点

濃縮社会の幼児教育

古田 隆彦



人口がピークを過ぎて、早くも二年が流れました。さまざまな人口回復対策が打ち出されていますが、それらの効果が出てくるには四十～五十年かかりますから、二十一世紀の前半は間違いなく人口減少が続きます。

人口減少社会というと、どうしても暗く考えがちです。ほぼ百八十年間、人口の増加する社会が続いてきましたから、やむを得ぬことかもしれません。しかし、人口減少社会の先例は、必ずしも暗いばかりではないようです。

経済史をひもといてみると、十四世紀中葉から百年間で約四割も人口が減ったイギリスでは、労働者の実質賃金が約二倍に上がりました。一七三〇年前後から約七十年間に一割

ほど人口が減った江戸時代中期の日本でも、農民の収入は約二割も上昇しています。いずれも労働力が減ったせいで、生産性が急上昇したからです。

経済的には、少なくなった人間が従来以上の生産を行なうようになり、社会的には、ゆとりの出た都市環境や教育環境をうまく活用して、一人ひとりが濃厚な暮らしと濃密な人生を実現していくようになり、要するに、人口減少社会とは単なる「縮小」社会ではなく、「濃縮」社会なのです。

子どもの立場も同じです。西欧社会の「子ども」の立場は、フランスの歴史家F・アリエスの指摘を待つまでもなく十五世紀から見直されました。江戸中期の日本でも、墮胎や

間引きで出産は抑制されましたが、生き延びた子どもたちは逆に大切にされました。

現代におきかえれば、子どもの数は減っていきませんが、その分生まれてきた子どもは大事に育てられるようになります。さらにこれから生まれる子どもは、九十～百歳と長いものになります。つまり、少なくて生まれた人間がその分濃く生きる「太く永い人生」こそ、濃縮社会の人間像なのです。そうした社会がすでに始まっている以上、幼児教育の役割も当然変わってきます。

第一に人生が長くなり、社会が濃密化していく以上、子どもである時期も十歳ほど繰り上がり、実質的には二十四～二十五歳まで、となりま

も十歳くらいまで延長され、教育上も小学校との緊密な連携が必要になってきます。

第二に人生百年が当たり前の時代になると、従来の学校・就職・退職・老後といった単純なルートが次第に困難になり、時代の変化に応じて社会が求める職業能力やボランテイア能力を、絶えず更新していく生き方が必要になります。こうした生き方の基礎作りが、幼児教育の重要な課題になってきます。

第三に人口が減り労働人口も減る社会では、少数の日本人が高度な生産性で付加価値の高い産業を創り出していかねばなりません。それには、「読み書きそろばん」の基礎的能力とともに、感動、新鮮、充実など新たな価値打ちを生み出せる創造力が必要になります。その基礎作りも幼児期に期待されます。

幼児教育への期待はますます高まってきます。だが、一番大切なことは、人口減少で生まれるゆとりを最大限に活かせるような教育を、積極的に実現することだと思います。

(青森大学社会学部教授)

平成十九年度 事業計画案・収支予算案を議決

参院選に向け橋本聖子議員を推薦

木司理事（山形県）より、①小規模園に対する助成制度②調査広報委員会の新規事業などに対する質問があり、渡邊壽男副会長、前田邦光広報委員長が回答しました。事業計画は採決の結果、拍手多数で原案が承認されました。

全日私幼連の理事会が三月七日、東京・私学会館で開催され、四十九人が出席しました。

議院議員から、今年行なわれる参議院議員選挙に対する支援と協力の要請がありました。

理事会上先立ち、自民党幹事長代理・選挙対策副本部長の石原伸晃衆

参院議員から、今年行なわれる参議院議員選挙に対する支援と協力の要請がありました。

続いて関口次雄総務委員長から、常任理事会において参議院議員選挙の全日私幼連の選挙対策副本部長に吉田敬岳常任理事（愛知県）を推薦し、理事会の承認を求め、満場一致で承認しました。

吉田選挙対策副本部長から全日私幼連として橋本聖子参議院議員（写真右）を推薦したいとの提案を満場一致で承認しました。ついで三浦貞子会長から橋本議員に推薦状を手渡し、橋本議員から幼児教育・家庭教育の大切さを訴え、選挙戦を戦っていくとあいさつがありました。

議長に川島孝孝氏（北海道）、坪

井久也氏（香川県）を選出し議事に入り、議事録署名人に吉原久雄氏（神奈川県）、志内正一氏（徳島県）を選任しました。審議事項の概要は以下の通りです。

一、平成十八年度一般会計補正予算案の件（総務委員会）／補助金収入などの確定、財政運用積立金からの取崩に伴い、収支合計で六百四十五万円の増額補正を行なう。特別会計第一次補正予算は幼稚園数の減少に伴い会費収入を減額する。補正予算案は拍手で承認されました。

二、平成十九年度事業計画案の件（前文及び各委員会）／前文を清水博雅副会長、各委員会事業計画を担当委員長が読み上げ上程しました。

続いて行なわれた質疑では、佐々

三、平成十九年度一般会計及び特別会計の件／増田修一総務副委員長の詳細な説明に対し、拍手多数で原案が承認されました。

四、会費未納の件／関口総務委員長から長崎県の平成十七・十八年度会費未納についての経過報告があり、長崎県から今後会費納入の意志があることが確認されたとの説明を常任理事会が了承したことの報告があり、理事会もこれを承認しました。

報告事項は以下の通りです。

一、学校教育法の改正の動向について／田中雅道副全日私幼研究機構副理事長より、文部科学省、中教審などの動向と法改正の概要について報告がありました。また北條泰雅常任理事（東京都）より法改正を巡る経過の中で幼児教育議員連盟の先生方



から力強い応援があったことなども報告されました。

二、会務運営報告／各委員会の活動状況についての報告がありました。

最後に出席監事を代表して原孝枝監事から長崎県の問題が解決に近づいたこと、理事会の慎重審議を評価する所見がありました。

(調査広報副委員長・野澤達也)

★3・7常任理事会開催される

当日は理事会開催に先立ち、常任理事会が開催されました。二十一人が出席し、理事会の会務運営についての確認が行なわれました。

全日私幼連 平成十九年度 事業計画案

前文

我が国の経済は、いざなぎ景気を通してのぐとも言われている好景気が続いているが、その実感を得るまでに至っていない。出生率はプラスに転じたものの依然として少子化の流れは改善されるのか定かではない。政府が進める行財政改革が具現化され

る中で、私立幼稚園の経営は相変わらず極めて厳しい環境におかれている。

我われは、これまでも次代を担う子どもは国の宝であり、すべての子どもが何より第一義的に考えることが何より大切であること、そのために幼児期からの教育の充実を国の重要政策として取りあげるよう強く主張してきた。

このような中で、幼児教育重視の国家戦略を展開するため、幼児教育に対する資源の重点投入の必要性が訴えられ、人間力向上の視点から幼児教育を充実することが必要であるとする「経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇六（骨太方針）」が閣議決定された。また教育基本法の改正や認定こども園に関する法律の制定など、幼児教育の無償化を実現するための財政的基盤整備に必要な検討課題も明らかにされつつある。

私立幼稚園としてはこのような流れをさらに推し進め、確実なものとし、地域における幼児教育の中核的な担い手として積極的な役割を果たしていく必要がある。そのため全日

私幼連においては、今後、無償化の流れの中で、私立幼稚園教育をしっかりと位置づけるために必要な政策の提案と実現に向けた行動を各委員会活動を通じて展開していくものとする。

全日私幼連が幼児教育に関する研究、研修及び広報機能を充実し、体制を強化するため設立した「財団法人全日本私立幼稚園幼児教育研究機構」と緊密な連携をはかりながら、幼児教育振興のため一体的な活動を進めることよって、全国的な規模での情報発信力、影響力をより高めていく必要がある。

なお、平成十九年度における全日私幼連各委員会の具体的活動内容は以下に記すとおりである。

●総務委員会

- 1、会務の総括に関する事項
- 2、予算・決算および会計その他財務全般に関する事項
- 3、組織の機能強化に関する事項
- 4、各種会議に関する事項
- 5、会則等に関する事項
- 6、各種公文書に関する事項
- 7、JK保険の加入促進
- 8、PTAしんぶん友の会の加入促

進

9、表彰に関する事項

10、事務局に関する事項

11、全日私幼連要覧の作成発行

12、災害積立基金に関する事項

13、(財)全日本私立幼稚園幼児教育研究機構との連携、調整等に関する事項

14、他の委員会の所管に属さない事項

●政策委員会

- 1、私立幼稚園の振興に関する事項
- (1)公費助成・補助に関する事項
- (2)地方自治体における諸政策の推進支援に関する事項
- (3)少子社会対策における諸政策に関する事項
- (4)関係省庁との協議・連絡に関する事項
- (5)幼児教育議員連盟等との協議に関する事項
- 2、関係団体、組織に関する事項
- (1)全私学連合における諸活動に関する事項
- (2)全日本私立幼稚園PTA連合会に関する事項
- (3)財界団体との政策協議に関する事項

3、事業ならびに活動に関する事項

- (1) 政府予算獲得運動に関する事項
- (2) 地方自治体対策協議会の企画・実施

(3) 国における審議会等各種委員会の情報収集等に関する事項

(4) 設置者・園長全国研修大会分科会の運営に関する事項

【当期重点課題】

(1) 幼児教育無償化に関する政策課題への対応

(2) 中央教育審議会、教育再生会議の動向に関する事項

(3) 改正教育基本法、教育関連法改正に関する事項

(4) 「認定こども園」に関する事項

(5) 幼児教育振興アクションプログラムのに関する事項

(6) 次世代育成支援対策推進法に基づく第二次地域行動計画策定に向けての対応

●教育研究委員会

教育研究委員会の事業は、(財)全日本私立幼稚園幼児教育研究機構・研究研修委員会において実施している。なお、同財団が平成十九年度において予定している主な事業は次のとおりである。

1、幼児教育にかかわる者の資質向上に関する事業

- (1) 新規採用教員研修システムの検討
- (2) 十年経験者研修会の企画・実施
- (3) 全国研究研修担当者会議の企画・実施
- (4) 自己評価・公開方法の推進会議の企画・実施
- (5) 平成十九年度地区研修大会の実施
- (6) 教員の資質向上のためのデータベース化の検討
- (7) 研修制度の体系化の検討

2、平成二十・二十一年度教育研究課題の作成

3、幼児教育に関する調査研究

4、国際交流に関する調査研究

5、日本保育学会「自主シンポジウム」の企画・参加

6、「認定こども園」評価の在り方調査研究の検討

●経営研究委員会

1、第二十三回設置者・園長全国研修大会の企画実施

2、私立幼稚園の経営実態調査の実施と報告書作成

3、私立幼稚園の経営基盤確立のた

めの検討及び対応

- (1) 補助金に関する諸問題の検討
- (2) 認定こども園の経営に関する諸問題の検討
- (3) 危機管理等経営に関する緊急な課題についての対応
- (4) 人材確保に関する諸問題の検討

●広報委員会

広報委員会の事業は、(財)全日本私立幼稚園幼児教育研究機構・調査広報委員会において実施している。財団が平成十九年度において予定している主な事業は次のとおりである。

なお、振興活動にかかる広報活動については、全日私幼連広報委員会

実施していく。(全日私幼連のホームページを活用した広報活動及び私

幼時報の一部の事業は、全日私幼連独自の事業として実施する)

1、家庭・地域における教育力の向上支援事業(第一期)(家庭・地域の教育力向上キャンペーン)の企画・実施

(1) 広報啓発活動

(2) 子育て支援フォーラムの開催

2、幼児教育の発展並びに家庭・地域における教育力の向上に関する広報活動

●一〇二条園対策委員会

1、一〇二条園振興助成対策と恒久的補助策の推進

2、認定こども園への対応

3、「幼児教育の無償化」について

(1) PTAしんぶんの発行

(2) PTAしんぶん友の会の加入促進

(3) 私幼時報の発行

(4) ホームページを活用した広報活動

(5) 携帯ウェブサイトを活用した広報活動

3、「(仮称)全日本絵本大賞」の創設の検討

4、「(仮称)子育て意識調査」の検討

●一〇二条園対策委員会

1、一〇二条園振興助成対策と恒久的補助策の推進

2、認定こども園への対応

3、「幼児教育の無償化」について

4、学校教育法の改正への対応について

5、各地区会、各都道府県団体との情報交換と補助のあり方について

6、一〇二条園特有問題に関する研究と税との諸問題の研究

7、地区会別研修会の企画実施

8、その他、一〇二条園に関する事項

全日私幼連 平成19年度一般会計収支予算書（案）

(単位：円)

科 目	平成19年度予算額 A	平成18年度予算額 B	増△減 (A-B)	備 考
I 収 入 の 部				
1 基本財産運用収入	50,000	50,000	0	
基本財産利息収入	50,000	50,000	0	
2 会 費	136,794,420	136,794,420	0	(会費1園6,000円+園児70円×平均園児数) 加盟園数
一般 会 費	136,794,420	136,794,420	0	
3 事 業 収 入	11,700,000	11,700,000	0	
設置者・園長研修会	7,500,000	7,500,000	0	研修会参加費
保険事務手数料	4,200,000	4,200,000	0	
4 補助金等収入	10,000,000	10,000,000	0	
団体研究助成金	10,000,000	10,000,000	0	研修福祉会より
5 寄附金収入	6,300,000	6,300,000	0	
寄附金収入	6,300,000	6,300,000	0	J K保険広告費
6 雑 収 入	520,000	520,000	0	
受 取 利 息	20,000	20,000	0	
そ の 他	500,000	500,000	0	
7 財政運用積立金取崩収入	3,000,000	2,273,195	726,805	臨時理事会分
8 退職給与積立金取崩収入	500,000	2,971,520	△ 2,471,520	
当期収入合計 A	168,864,420	170,609,135	△ 1,744,715	
前期繰越収支差額	15,000,000	15,000,000	0	
収 入 合 計 B	183,864,420	185,609,135	△ 1,744,715	

II 支 出 の 部				
1 事 業 費	107,900,000	107,529,375	370,625	
総務関係事業	63,300,000	61,529,375	1,770,625	
総 務 課	6,500,000	6,500,000	0	会議費・旅費等
総 務 課 事 務 課	7,500,000	5,500,000	2,000,000	会議費・旅費等4回予定(臨時分含む)
常 任 理 事 会	5,500,000	5,500,000	0	会議費・旅費等7回予定
団 体 長 会 会	2,500,000	2,500,000	0	会議費・旅費等
監 事 会 会	750,000	579,375	170,625	会議費・旅費等
総 務 委 員 会 会	2,300,000	2,300,000	0	会議費・旅費等
諸 議 事 会	5,000,000	5,000,000	0	会議費・旅費等
全 私 連	1,500,000	1,500,000	0	分担金
O M E P	100,000	100,000	0	分担金
全 審 連	250,000	250,000	0	分担金
表 彰 事 業	3,500,000	3,500,000	0	勲章表彰・幼児教育実践者表彰
出 張 費	2,000,000	2,000,000	0	旅費等
渉 外 費	500,000	500,000	0	
要 覧 事 業	5,200,000	5,600,000	△ 400,000	印刷費・発送費
地 区 活 動 事 業	16,000,000	16,000,000	0	
奨 励 事 業	4,200,000	4,200,000	0	各都道府県に対する奨励金
政 策 関 係 事 業	7,300,000	7,800,000	△ 500,000	
政 策 委 員 会	2,300,000	2,800,000	△ 500,000	会議費・旅費等
地 方 自 治 体 対 策 協 議 会	5,000,000	5,000,000	0	協議会会場費等
教 育 研 究 関 係 事 業	100,000	100,000	0	
教 育 研 究 委 員 会	100,000	100,000	0	会議費・旅費等
経 営 研 究 関 係 事 業	15,300,000	15,300,000	0	
経 営 研 究 委 員 会	2,300,000	2,300,000	0	会議費・旅費等
設 置 者 ・ 園 長 研 修 会	9,500,000	9,500,000	0	協議会場費等
経 営 実 態 調 査	3,500,000	3,500,000	0	調査費・印刷費
広 報 関 係 事 業	1,100,000	2,000,000	△ 900,000	
広 報 委 員 会	100,000	500,000	△ 400,000	会議費・旅費等
会 報 等 発 行 事 業	500,000	1,000,000	△ 500,000	
イ ン タ ー ネ ッ ト 事 業	500,000	500,000	0	
102 条 園 関 係 事 業	2,300,000	2,300,000	0	
102 条 園 対 策 委 員 会	1,300,000	1,300,000	0	会議費・旅費等
都 道 府 県 代 表 者 会 議	1,000,000	1,000,000	0	会議費・旅費等
団 体 教 育 研 究 関 係 事 業	18,500,000	18,500,000	0	
地 区 別 教 育 研 究 会	10,000,000	10,000,000	0	財団へ繰入れ
全 日 私 幼 連 負 担 分	8,500,000	8,500,000	0	財団へ繰入れ8,000,000・記念品代
2 管 理 費	60,250,000	62,421,520	△ 2,171,520	
給 料	40,500,000	40,500,000	0	
福 利 厚 生 費	5,500,000	5,500,000	0	
退 職 金	500,000	2,971,520	△ 2,471,520	
事 務 所 費	2,000,000	2,000,000	0	共益費・水道光熱費等
印 刷 費	400,000	400,000	0	
消 耗 品 費	2,000,000	2,000,000	0	
賃 借 料	2,300,000	1,800,000	500,000	P C / W P 等 リース代
通 信 費	2,500,000	2,500,000	0	各種通信費・発送費
交 通 費	500,000	500,000	0	都内交通費
租 税 公 課 費	1,500,000	1,500,000	0	事業税・消費税等
支 払 手 数 料	150,000	150,000	0	振込手数料
備 品 費	300,000	300,000	0	
顧 問 料	1,600,000	1,800,000	△ 200,000	弁護士・会計士
雑 費	500,000	500,000	0	
3 特 定 預 金 支 出	100,000	0	100,000	
退 職 引 当 預 金 支 出	100,000	0	100,000	
4 予 備 費	614,420	658,240	△ 43,820	
当 期 支 出 合 計 C	168,864,420	170,609,135	△ 1,744,715	
当期収支差額(A-C)	0	0	0	
次 期 繰 越 収 支 差 額 (B-C)	15,000,000	15,000,000	0	

●理事会・評議員会開かれる

平成十九年度事業計画・収支予算を議決

★2・28第三回理事会

二月二十八日、(財)全日私幼研究機構の第三回理事会が東京・私学会館で開催され、十七人の理事が出席しました。三浦貞子理事長のあいさつの後、議事録署名人に、吉田敬岳理事、安家周一理事を選出し議事に入



りました。

■審議案件

一、平成十八年度補正予算の件／本件について審議が行なわれ、原案を議決しました。

二、平成十九年度事業計画の件／本件について審議が行なわれ、原案を議決しました。

三、平成十九年度収支予算の件／本件について審議が行なわれ、原案を議決しました。

四、評議員の選出の件／楠洋興評議員が退任したことに伴い、寄附行為第三十二条の規定に基づき、その改選について一同に諮ったところ、満場一致をもって次の先生を選出しました。

▼新評議員／関章信

五、賛助会員入会申込の件／賛助会員入会の申し込みについて、寄附行

為施行細則第十条第二項の規定に基づき、一同に諮ったところ、満場一致をもって次の企業を賛助会員とすることが承認されました。

▼賛助会員／東京海上日動火災保険株式会社、三井住友海上火災保険株式会社、株式会社損害保険ジャパン、エース損害保険株式会社(順不同)

■報告案件

家庭・地域における教育力の向上支援事業のポスター作成の状況について／本件について説明・報告が行なわれました。(財)全日私幼研究機構専務理事・富永栄一)

★3・7第三回評議員会

三月七日、(財)全日私幼研究機構の第三回評議員会が東京・私学会館で

開催され、四十人の評議員が出席しました。三浦貞子理事長のあいさつの後、議長に関口次雄評議員を選出。議事録署名人に金子真理子評議員、水谷豊三評議員を選出し議事に入りました。

■審議案件

一、平成十八年度補正予算の件／本件について一同に諮ったところ、原案を満場一致で議決しました。

二、平成十九年度事業計画の件／本件について一同に諮ったところ、原案を満場一致で議決しました。

三、平成十九年度収支予算の件／本件について一同に諮ったところ、原案を満場一致で議決しました。

■報告案件

一、賛助会員入会申込の件／寄附行為施行細則第十条第二項の規定に基づき、本財団の理事会において次の企業を賛助会員とすることを承認した旨の報告がありました。▼賛助会員／東京海上日動火災保険株式会社、三井住友海上火災保険株式会社、株式会社損害保険ジャパン、エース損害保険株式会社(順不同)

二、家庭・地域における教育力の向上支援事業のポスター作成の状況について/本件について説明・報告が行なわれました。

(財)全日私幼研究機構専務理事・富永栄一)

（財）全日私幼研究機構

平成十九年度 事業計画

一、幼児教育にかかわる者の資質向上に関する事業

(1)新規採用教員研修システムの検討
各地域で行われている新規教員採用教員研修について、行政との連携や私学独自の取り組みも含めた今後の研修システムのあり方などを検討する。

(2)十年経験者研修の実施

中堅教員の資質向上のため、全日本私立幼稚園連合会が平成十四年度から取り組んできた十年経験者研修会を引き継ぎ実施する。年間一回、一泊二日、参加者百三十人規模で開催の予定。

(3)全国研究研修担当者会議の実施

各都道府県における教育研究担当者のための研修会を実施する。

(4)自己評価・公開方法の推進会議の実施

各都道府県私幼団体における自己評価等の推進を図るため研修会を実施する。

(5)地区教育研修大会の実施

全日本私立幼稚園連合会が長年にわたって実施してきた地区教育研修大会を引き継ぎ、地区研修大会を実施する。全国十一地区、延べ一万四千人の参加者を予定。

(6)五年経験者研修の検討

中堅教員の資質向上のため、新たに経験四～六年程度の教員を対象とする研修会を企画・立案する。

(7)教員免許更新制度の導入に伴う、資格認定研修等についての企画・検討

教員免許更新制度の導入に伴って、本機構において、更新にあたって必要とされる資格認定研修等を行うことについて企画・検討を行なう。

(8)教員の資質向上のためのデータベース化についての企画・検討

保育者資質向上ハンドブックについて企画・検討を行なう。また、各都道府県私幼団体においても研修履

歴のデータベース化の推進を図っていただくよう検討を行なう。

(9)各都道府県における研修リーダー養成のための研修事業の検討

各都道府県におけるベテラン・中堅教員を研修リーダーとして養成するための研修について検討を行なう。

(10)「認定こども園」評価の在り方調査研究の検討

認定こども園に対する外部評価の在り方について検討を行なう。

二、幼児教育に関する調査研究

(1)平成二十・二十一年度教育研究課題の作成・検討

全日本私立幼稚園連合会が長年にわたって実施してきた教育研究課題の作成を引き継ぎ、教育研究課題を作成する。

(2)乳幼児期の子育ち環境のあり方の研究

乳幼児も含めた小学校入学前の子どもの育ちにとって、本場に必要ない環境とは何かについて研究を行なう。

(3)幼児教育実践事例研究

全日本私立幼稚園連合会において長年にわたって取り組んできた幼児

教育の実践研究なども参考に、本研究機構研究研修委員会が指定した検討などを中心とした教育内容・方法について事例をもとに研究を行なう。

(4)五歳児が幼稚園にいることの意味を考える

「五歳児が最年長であるがゆえに育つこと」を実践研究するにあたっての仮説をたてて検討を行なう。

三、家庭・地域における教育力の向上支援事業(第一期)(家庭・地域の教育力向上キャンペーン)の企画・実施

(1)広報啓発活動

家庭や地域における教育力の再生・向上に寄与するための啓発ポスターを作成(三万枚を予定)し、全国の私立幼稚園及び私立幼稚園団体等の全面的な協力により、このポスターを全国津々浦々に掲示する。あわせて本財団発行の保護者向け広報紙「PTAしんぶん」発行部数約二十九万部)、ホームページ等においても、家庭や地域における教育力の再生・向上に資する情報の発信を行なう。

なお、キャンペーン期間中は、全

国の私立幼稚園等においても家庭・

地域における教育力の向上支援事業の充実について事業展開するよう協力を呼びかける。

(2) 子育て支援フォーラムの開催

家庭や地域の教育力を取り戻すためには、どのような取り組みが必要かをテーマに、全国の私立幼稚園及び私立幼稚園団体等の全面的な協力の下、学識経験者等をゲストに迎え子育て支援フォーラムを開催する。

「子育ては楽しいもの」「子どもを大切に育てよう」「幼児期の教育は大切」「家庭や地域のことを考え直す」等の観点から、学識経験者の意見を交えながら議論を深める。

なお、子育て支援フォーラムの内容については、本財団発行の保護者向け広報紙(「PTAしんぶん」)発行部数約二十九万部、ホームページ等を活用して広く紹介していく。

▼開催予定時期…平成十九年七月三日(火) [予定] ▼開催予定地域…東京
▼募集予定人数…五百人 ▼募集対象…幼児期の子どものいる保護者及び子育てに関心のある方等

四、幼児教育の発展並びに家庭・地域における教育力の向上に関する広

報活動

(1) PTAしんぶんの発行

全日本私立幼稚園連合会が、子どものしあわせを願う親と先生のひろばとして発行してきた全日私幼連PTAしんぶんを引き継ぎ発行する。年十一回、二十九万部(一回あたり)発行予定。

(2) PTAしんぶん友の会の加入促進
PTAしんぶん友の会の加入促進に努める。

(3) 私幼時報の発行

全日本私立幼稚園連合会が、全国の私立幼稚園設置者・園長を対象に発行してきた私幼時報については、本機構と全日本私立幼稚園連合会との共通の機関誌と位置づけ共同で発行を行っていく。年十二回、九千部(一回あたり)発行予定。

(4) ホームページを活用した広報活動
ホームページを活用して、幼児教育に携わる者、子育て中の保護者などに向けて、子育ての大切さや尊さを訴えていくとともに、幼児教育にかかわる必要な情報などを提供する。

(5) 携帯ウェブサイトを活用した広報活動
幼児教育に携わろうとする者、子

育て中の保護者などに向けて、子育ての大切さや尊さを訴えていくとともに、幼児教育にかかわる必要な情報などを提供するために、若い保護者や学生向けの携帯ウェブサイトを運営する。

五、「(仮称)全日本絵本大賞」の創設の検討
幼児教育の発展に寄与した絵本を選定し表彰する「(仮称)全日本絵本大賞」の創設についての検討を行なう。

六、「(仮称)子育て意識調査」の検討
保護者の子育て意識について、全国的な調査を実施することについての検討を行なう。

七、幼児教育における国際交流等に関する事業
(1) 海外における小学校就学前幼児の教育事情調査
我が国における幼児教育の充実発展に寄与するため、文部科学省等の協力を得て海外における小学校就学前幼児の教育事情について調査し、その紹介を行なう。

八、その他前項の目的を達成するために必要な事業

モルファンブロック

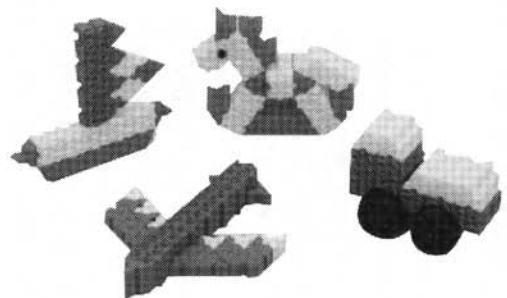
HDF0510 ¥35,700税込 (¥34,000税別)

□サイズ: 収納ケース/幅48×奥行34×高さ35cm

□材質: ポリプロピレン

□内容: 6色7種・計600ピース入り/収納ケース付き

□上下・左右・斜めに自由につなげるブロック!



ジャクエツ

www.jakuetsu.co.jp

本社 0770-22-2200

手先の器用さ・創造力・
問題解決能力を開発します!

東京本社/03-3323-1188

(財)全日本私立幼稚園幼児教育研究機構

平成19年度・収支予算書

(平成19年4月1日～平成20年3月31日)

(単位：円)

科 目	平成19年度予算額	平成18年度予算額	増 減	備 考
I 収入の部				
1 基本財産運用収入	1,297,022	1,000,000	297,022	
基本財産運用収入	1,247,022	1,000,000	247,022	
運用財産運用収入	50,000	0	50,000	
2 会 費 収 入	65,500,000	68,320,000	△ 2,820,000	
正 会 員 会 費	0	0	0	
賛 助 会 員 会 費	500,000	500,000	0	
友 の 会 員 会 費	65,000,000	67,820,000	△ 2,820,000	友の会会費1人250円
3 事 業 収 入	2,500,000	1,500,000	1,000,000	
研修システム調査研修会	1,500,000	0	1,500,000	研修会参加費
全国研究研修担当者会議	1,000,000	0	1,000,000	研修会参加費
10年経験者研修会	0	1,500,000	△ 1,500,000	
4 補 助 金 等 収 入	63,000,000	61,000,000	2,000,000	
日 宝 協 助 成 金 等	45,000,000	43,000,000	2,000,000	
私学研修福祉会助成金	10,000,000	10,000,000	0	地区別研修会助成
全日私幼連助成金	8,000,000	8,000,000	0	地区別研修会助成
5 寄 付 金 収 入	500,000	500,000	0	
寄 付 金 収 入	500,000	500,000	0	
6 雑 収 入	4,510,000	4,510,000	0	
受 取 利 息	10,000	10,000	0	
そ の 他	4,500,000	4,500,000	0	広告料・印税
7 退 職 金 預 金 収 入	0	2,546,000	△ 2,546,000	
当期収入合計(A)	137,307,022	139,376,000	△ 2,068,978	
前期繰越収支差額	74,117,918	74,117,918	0	
収入合計(B)	211,424,940	213,493,918	△ 2,068,978	

II 支出の部				
1 事 業 費	111,500,000	110,300,000	1,200,000	
総 務 費	6,000,000	6,700,000	△ 700,000	
理 事 会	2,300,000	2,300,000	0	
評 議 員 会	3,000,000	4,000,000	△ 1,000,000	
監 事 会	200,000	200,000	0	
諸 会 議 費	500,000	200,000	300,000	
研 究 研 修 費	33,000,000	32,500,000	500,000	
研 究 研 修 委 員 会	3,500,000	3,500,000	0	
地 区 別 研 修 会 助 成	18,000,000	18,000,000	0	
10年経験者研修会	0	3,000,000	△ 3,000,000	
全国研究研修担当者会議	4,000,000	3,000,000	1,000,000	
研修システム調査研究実施事業	5,000,000	5,000,000	0	10年経験者研修会内容を含む
自己評価研修会等助成	2,500,000	0	2,500,000	【新規】開催団体へ助成
調 査 広 報 費	72,500,000	71,100,000	1,400,000	
調 査 広 報 委 員 会	3,000,000	2,100,000	900,000	
出 版 事 業	61,500,000	61,500,000	0	
家 庭 教 育 力 向 上 事 業	7,000,000	6,500,000	500,000	【新規】シンポジウム
紀 要 費	1,000,000	1,000,000	0	
2 管 理 費	25,100,000	25,000,000	100,000	
人 件 費 ・ 福 利 厚 生 費	23,800,000	23,800,000	0	
事 務 費	1,300,000	1,200,000	100,000	
3 特 定 預 金 支 出	300,000	3,566,000	△ 3,266,000	
退 職 給 与 引 当 預 金 支 出	300,000	2,846,000	△ 2,546,000	
有 価 証 券 購 入 支 出	0	720,000	△ 720,000	
4 予 備 費	407,022	510,000	△ 102,978	
当期支出合計(C)	137,307,022	139,376,000	△ 2,068,978	
当期収支差額(A)-(C)	0	0	0	
次期繰越収支差額(B)-(C)	74,117,918	74,117,918	0	

★平成十八年度自己評価・公開方法の推進会議開かれる

平成十九年度・地区教研大会の重要課題

自己点検・評価と公開方法を検討

3月9日・東京

自己点検・評価とその公開について義務化を検討する旨が明記されていることを踏まえ、すでに示されている小学校における学校評価を参考にしながら幼稚園における評価の指針づくりなど、今後の方向性について説明をしていただきました。

安家周一 研究研修委員長からは、各都道府県団体をはじめ、すでに私立幼稚園関係者によって作られた点検表の利用も視野に入れながら、本財団が発行した「私立幼稚園の自己評価と解説」と保育者としての資質向上研修俯瞰図をそれぞれの地域や幼稚園の実情に即しながら、有効に活用するための環境整備を進めていくことの説明がありました。

引き続き「自己評価の課題」と題して黒田秀樹研究研修副委員長をコーディネーターとしてパネルディスカッションを行いました。パネリストの秋田喜代美東京大学大学院教育学研究科教授からは、本財団が発行した「私立幼稚園の自己評価と解説」へ特別寄稿をいただいた立場から、自己点検は「人間ドック」のように継続して行なうことが大切であ

三月九日、東京・東京ガーデンパレスにおいて「平成十八年度自己評価・公開方法の推進会議」を開催し、研究研修委員と各都道府県団体の担当者六十人が出席しました。この会議では、平成十九年度の地区教研大会等を取り組む重要課題である「自己点検・評価とその公開方法」について共通理解を図り、各地区、都道府県で具体的に取組む際の方法について検討しました。

会議の開会にあたり田中雅道勸全日私幼研究機構副理事長からあいさつがあり、まず、教育基本法改正を受けた教育関連三法案の改正作業の状況について報告がありました。公教育としての幼稚園教育の位置付けや、幼児教育無償化の議論が一層進む状況を鑑みるとともに、設置基準



や幼児教育振興アクションプログラムで示された自己点検・評価とその公開の義務化の流れを冷静に検討し、各地域の状況を勘案しながら私立幼稚園として一定のコンセンサスを図り、具体的なアクションを速や

かに起すことが重要であると話されました。

その第一歩としてこの会議を開催し、今後は本財団内に研究研修委員と各地区推薦の委員によるプロジェクトを立ち上げて、各地区、各都道府県で実施する研修会などを支援する体制を整える旨の説明がありました。

次に、梅原弘史文部科学省初等中等教育局幼児教育課専門職から、これまでの第一、三次に至る幼稚園振興計画の経過を踏まえ、幼児教育振興プログラム以降は質的（ソフト）な側面の整備について具体的な目標を掲げながら示していることが述べられました。

昨年十月に示された幼児教育振興アクションプログラムの中では、自

ることや、網羅性と包括性を兼ね備えた点検表を作成する重要性などについて述べられました。宮下友美恵静岡豊田幼稚園園長からは、自園で行なった自己点検の過程を報告しながら、職員と園長との対話が自己点検を自園の保育改善プログラムとして機能させることなどが話され、東重満研究研修副委員長からは、私立幼稚園としての自己点検とその公開の問題点と課題について述べられるなど、会議出席者との相互理解を深めました。

質疑を行なった後、奥先楓助全日あいさつで午後からの濃厚な会議が終了しました。

(研究研修委員長・安家周一)

●調査広報委員会の今後の取り組み

読みたい情報を、読みやすく、いち早く

私幼時報を大幅にリニューアル

いつも私幼時報やFAX速報、PTAしんぶん等をご愛読いただきまして誠にありがとうございます。

調査広報委員会では常に皆さま方に必要かつ最新の情報をいち早くお届けしたいと心がけておりますが、まだまだ不十分な点が多々あり、皆さま方にご不満も多いことと存じます。今年度も「読みたい情報を、読みやすく、いち早く」をモットーに編集・発行してまいりたいと存じますので、どうぞご意見、ご感想などをどしどしお寄せいただけましたら幸甚です。

私幼時報については今年はいくつかの点でリニューアルを試みたいと思いますが、その第一は活字の大きさを少し大きくすることです。

いままでのものは小さな活字で、しかもびっしりと隙間もないほどに埋まっていましたので、見ただけでも読む気が失せてしまうのではなにかという反省からです。レイアウトも全体的にゆったりとさせ、写真やイラストなども適切に載せること

によって、読みたくなり、読んでも読みやすく親しみやすい時報になるようにしたいと思います。

PTAしんぶんについてもさらに改良を重ねていきたいと思いが、特に若い保護者の方々が何を悩み、何を喜びとし、PTAしんぶんを期待しているかについてきちんと把握することが編集の基盤であると思っておりますので、感性を研ぎ澄ましつつ歩んでまいりたいと存じます。

早い時代の流れの中で、保護者の意識の変化もまた私たちの想像以上に早く変化しているのではないかと考えていますが、これまでもそうであったように子どもというものの素

たくさんの夢と感動が生まれる保育絵本

絵本からたくさんのおどろきや話し合いが生まれるように編集しています。幼児の発達や保育のねらいに合わせてお選びください。

総合生活絵本

- キンダーブックじゅにあ 350円(本体333円)
- キンダーブック① 350円(本体333円)
- キンダーブック② 400円(本体381円)
- キンダーブック③ 410円(本体390円)
- がくしゅうおおぞら 420円(本体400円)

お話絵本

- ころころえほん 350円(本体333円)
- キンダーメルヘン 350円(本体333円)
- キンダーおはなしえほん 350円(本体333円)

科学絵本

- しぜん-キンダーブック 460円(本体438円)

保育応援マガジン

- Nocco 1,000円(本体952円)

キンダーブックの フレーベル館

〒113-8611 東京都文京区本駒込6-14-9 TEL: (03)-5395-6608 FAX: (03)-5395-6626

http://www.froebel-kan.co.jp

晴らしさを再確認したり、子どもを育て、子どもとともに育つことに大きな喜びを持つことができるようなしんぶんにしていきたいと考えております。

私幼時報やPTAしんぶん等の広報・刊行物に「幼稚園は子どもがはじめて出会う学校です」のキャッチフレーズを載せていきたいと思っています。これは、この度の学校教育法の改正によって、第一条が「学校とは幼稚園、小学校、中学校……」

となり、わが国の学校教育の歴史上はじめて幼稚園が最初に位置づけられることでもお分かりの通り、幼稚園教育の重要性が改めて公式に認め

家庭・地域の教育力向上

キャンペーンを展開

（財）全日私幼研究機構では、「家庭・地域における教育力の向上支援事業（家庭・地域の教育力向上キャンペーン）」を展開しています。

られる見通しですので、この好機を逃すことなくこのことを広く社会に浸透させたいとの願いからです。

今回のキャンペーンでは、家庭や地域における教育力が低下していると言われている状況の中、その教育力の再生・向上に寄与することを目的に、特に幼児期の子どものいる保護者等へ働きかける事業を行なっていく予定です。キャンペーン期間は平成十九年三月十五日から十月十五日まで。文部科学省の後援も得ております。

三月下旬には、キャンペーンの第一弾として、全国の私立幼稚園及び私立幼稚園団体等へキャンペーン用のポスター（写真）三万枚を配布して、各園や各団体に対して本事業へのご協力をお願いしております。全国津々浦々にポスターが掲示されることにより、幼児期の子どもを持つ保護者のもとより、国民全体に「子育ては楽しいもの」「子どもを大切に育てよう」「幼児期の教育は大切」「家庭や地域のことを考え直そう」という気運が高まることの一助になればと考えております。また、このキャンペーンをきっかけに、それぞれの家庭や地域において子育ての大切さが再確認され、より一層、心豊かな子育てが全国で展開されるようになることを願っております。

さらに本年七月三日には、本キャンペーンの一環として、東京・私学会館で、保護者の皆様等を対象に「子育て支援フォーラム」を開催する予定です。フォーラムの詳細につきましては、本誌次号及びホームページ等でお知らせしていく予定です。

各私立幼稚園団体や各園の先生方におかれましては、本キャンペーンと連携する形で、各地域・各園において「家庭・地域における教育力の向上支援事業（幼稚園における子育て支援活動）」がますます充実していくような活動に取り組んでいただければなお幸甚かと存じますので、ご協力のほどよろしく願いたします。

（調査広報委員長・前田邦光）



元気、勇気、やる気！
子どもって素晴らしい

子どもは美しい日本の宝、
無限の可能性を育もう

財団法人 全日本私立幼稚園幼児教育研究機構
後援／文部科学省

学校種の規定順、幼稚園から

全日私幼連の要望受け入れられる

中教審

二歳児受入で通知

文科省

三月十日、中央教育審議会は、教育関連三法（学校教育法、教育職員免許法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律）の改正にかかる答申「教育基本法の改正を受けて緊急に必要とされる教育制度の改正について」をとりまとめました。今回の答申は、教育基本法の改正を受けた教育関連三法にかかる答申で、本年二月から審議が進められてきました。

全日私幼連では、森喜朗、麻生太郎、町村信孝、大島理森、河村建夫衆議院議員をはじめ自民党幼児教育議員連盟（会長・中曽根弘文参議院議員）と連携を図りながら、主に「学校教育法第一条の学校種の規定順を幼稚園からにする」「幼稚園の教育の特徴を表す『保育』の語は今後も重要である」ことなどを訴えてきました。また、中教審のヒアリングでも同様の主張を粘り強く訴え続けました。その結果、学教法改正の幼稚園に関する事項は、次の通りと

りまとめられました。今後、具体的な改正案等が国会で審議される予定です。答申の概要は十四～十五ページに掲載。答申全文は、全日私幼連ホームページに掲載しております。

【幼稚園に関する事項】教育基本法に教育の目標（第二条）及び幼児期の教育（第十一条）に関する規定が置かれたこと等を踏まえ、以下のとおり学校教育法の幼稚園の目的及び目標に関する規定（第七十七条及び第七十八条）等を改めること。

○幼稚園の目的については、義務教育以後の教育の基礎が培われ、生涯にわたる人格形成の基礎が培われるよう、幼児期の特性に配慮しつつ、幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するといった趣旨を規定すること。また、目的の見直しに伴い、小学校以降の教育との発達や学びの連続性が明確となるよう、学校種の規定順について幼稚園を最初に規定すること。

○幼稚園の目標については、教育基本法に示された教育の目標や学校教育法に新たに規定される義務教育の目標の内容、幼児を取り巻く環境の変化を踏まえ、現行規定（第七十八条）を、次のような態度等を養うといった趣旨に改めること。▼健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣、身体諸機能の調和的発達（第七十八条第一号）▼集団生活の経験、すべての社会生活の基盤となる人への信頼感、自主、自律及び協同の精神や規範意識の芽生え（第七十八条第二号）▼身近な社会生活や自然に対する理解と態度の芽生え（第七十八条第三号）▼自ら進んで言葉を使うよう正しく導くこと、相手の話を理解しようとする態度（第七十八条第四号）▼多様な創作的表現に親しむこと、豊かな感性と表現力の芽生え（第七十八条第五号）

三月二十八日、参議院本会議で「構造改革特別区域法の一部を改正する法律」が可決・成立し、同法の三歳未満児に係る幼稚園入園事業の関係規定が削除されることとなりました。これにより、幼稚園における二歳児の受け入れについては、今後、幼稚園児として受け入れ集団的な教育を行なうことではなく、個別のかわりに重点を置いた子育て支援として受け入れることになりました。なお、特区地域では、平成十九年度の二歳児の入園契約等の手続がすでに行なわれているため、引き続き二歳児が幼稚園に入園・在籍することができるよう施行日は平成二十年四月一日となりました。

今回の改正を受けて文部科学省は、三月三十一日「幼稚園を活用した子育て支援としての二歳児の受入に係る留意点」を各都道府県へ發出しています。通知文と留意点は十六～二十四ページに掲載。

教育基本法の改正を受けて緊急に必要とされる教育制度の改正について (答申)の概要

平成19年3月10日
中央教育審議会

第Ⅰ部 総論

- 改正教育基本法において示された新しい時代の目指すべき教育の姿を踏まえ、今後、学校教育、社会教育等各分野の諸法の見直しを行うことが必要。本答申は、このうち緊急に改正が必要とされる制度についての考え方をとりまとめたもの。

第Ⅱ部 各論

1. 教育基本法の改正を踏まえた新しい時代の学校の目的・目標の見直しや学校の組織運営体制の確立方策等（学校教育法の改正）

(1) 概要

- 義務教育の目標を新設するとともに年限を9年と規定
- 幼稚園から大学までの各学校段階の目的・目標の見直しと学校種の規定順を幼稚園から始める。
- 学校評価及び情報提供の規定の新設
- 副校長（仮称）、主幹（仮称）、指導教諭（仮称）の職の創設
- 大学等の履修証明の制度化

(2) 留意事項

- 教育基本法及び学校教育法の見直しを踏まえた学習指導要領の見直し
- 義務教育年限については長期的な検討課題
- 学校の第三者評価の在り方について更に検討
- 副校長、主幹、指導教諭の職にふさわしい給与体系・定数改善等について今後検討
- 大学の履修証明の社会的評価を高めるための具体的な方策等の検討

2. 質の高い優れた教員を確保するための教員免許更新制の導入及び指導が不適切な教員の人事管理の厳格化（教育職員免許法等の改正）

(1) 概要

①教員免許更新制の導入（教育職員免許法）

- 教員に必要な知識技能の刷新（リニューアル）を図るため、教員免許更新制を導入し、教員免許状に10年間の有効期間を定める。
- 免許状更新講習を修了できず有効期間の更新ができない場合は免許状は失効
- 現に免許状を有している現職教員について、10年ごとに同様の講習の修了が必要

②指導が不適切な教員の人事管理の厳格化（教育公務員特例法）

- 任命権者は、審査会の意見を聴いて「指導が不適切な教員」を認定
- 任命権者は、指導が不適切と認定した教員に対し、研修を実施
- 研修終了時に指導が不適切であると認定した者は免職等の措置を講ずる。

③分限免職処分を受けた者の免許状の取扱い（教育職員免許法）

- 教員が、適格性を欠く等の理由で分限免職処分を受けた時は、その免許状は失効

(2) 留意事項

- 教員の養成、採用、評価等の施策の一体的推進、現職研修の改善・充実、教員の処遇や職場環境の改善等による教職の魅力の向上

- 免許状更新講習の内容の充実と修了認定基準の明確化
- 免許状更新講習の免除の基準の明確化、講習の経費負担の在り方の検討
- 「指導が不適切な教員」の判定基準等に関する全国的なガイドラインの策定を検討
- 「指導が不適切な教員」の人事管理システムの迅速な対応を図る。

3. 責任ある教育行政の実現のための教育委員会等の改革（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正）

(1) 概要

【教育委員会の責任体制の明確化】

- 合議制の教育委員会と教育長の役割の明確化、教育委員会の活動状況の点検・評価

【教育委員会の体制充実】

- 教育委員会の共同設置等による広域教育行政体制の整備確立

【教育における地方分権の推進】

- 教育委員の数の弾力化と教育委員への保護者の選任の義務化
- 文化、スポーツに関する事務について、地方公共団体の判断により首長が担当
- 県費負担教職員の人事に関し、都道府県教育委員会は同一市町村内における転任については、市町村教育委員会の意向に基づいて実施

【教育における国の責任の果たし方】

- 改正教育基本法の立法趣旨を踏まえ、法令違反等の場合には、国の法律上の責任を果たすことができるよう、以下を踏まえ、適切な仕組みを構築
 - ・文部科学大臣は、法令違反等の場合は「是正の要求」を適切に行うことは当然
 - ・児童生徒の生命身体の保護のため緊急の場合、憲法に規定された教育を受ける権利が侵害され教育を受けさせる義務が果たされていない極めて限定された場合に国が地方公共団体に対し何らかの措置（指示等）を行えるようにするとの意見が多数出された。
 - ・ただし、その際は、専門家調査委員会等の報告を参考にする、地方公共団体の対応を当該地方公共団体の議会や文部科学大臣に報告させるべきという意見があった。
 - ・これに対し、指示は地方分権の流れに逆行する等の強い反対意見も出された。
- 教育長について事前に国が任命に関与する仕組み（任命承認制度）は採らない。
 - ・国が指示等を行った場合、首長や議会にその旨を伝えるべきという意見が多数
 - ・国における第三者機関が、学校や教育委員会の評価を行い、研修・情報提供を行うなどの事後評価による対応を図るべきとの意見も出された。

【私立学校に関する地方教育行政】

- 私立学校も法律を遵守することは当然であり、法定された最低限の基準を担保するため、以下を踏まえ、適切な措置を講ずること
 - ・都道府県知事の下に指導主事を配置する等体制を充実すべきとの意見、また、必要に応じ都道府県知事が学校教育に関する専門的事項について教育委員会に対し助言・援助を求め得るようにすべきとの意見、その際、私立学校との協議を経るべきとの意見が出された。
- 私立学校の独自性・自主性を尊重し、教育委員会が指導を行わないこととする。
- 私立学校に関する地方教育行政の在り方については今後更に検討

(2) 留意事項

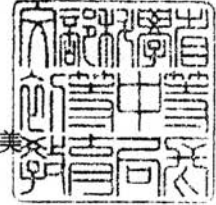
- 県費負担教職員の人事権を全面的に市区町村に移譲することについては、費用負担の在り方を含め、今後引き続き検討
- 教育委員長の適切な選任、教育委員会の体制充実のための事務局職員等の充実

18文科初第1275号
平成19年3月31日

各都道府県知事・教育委員会教育長
各指定都市長・教育委員会教育長 殿
附属幼稚園を置く各国立大学法人学長

文部科学省 初等中等教育局長

銭谷 眞美



(印影印刷)

幼稚園を活用した子育て支援としての2歳児の受入れに係る留意点について（通知）

2歳児の幼稚園への入園については、これまで、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第14条等の規定により、実施されてきたところです。

このたび、「構造改革特別区域基本方針の一部変更について」（平成18年12月1日閣議決定）を踏まえ、第166回通常国会において「構造改革特別区域法の一部を改正する法律」（平成19年法律第14号）（以下、「改正法」という。）が成立し、別添1のとおり、本日公布されました。

改正法においては、三歳未満児に係る幼稚園入園事業の関係規定を削除することとしています。満2歳に達した日の翌日以降における最初の学年の初めからの幼稚園での受入れについては、今後は、幼稚園児として受け入れ集団的な教育を行うことではなく、幼稚園の人的・物的環境を適切に活用し、個別のかかわりに重点を置いた子育て支援としての受入れという形態に変更することにより進めることとしています（学校教育法第80条に規定する幼稚園児としての入園ではありません）。

なお、構造改革特別区域（以下、「特区」という。）においては平成19年度の2歳児の入園契約等の手続が既に行われている等の事情を踏まえ、平成19年度に限り、引き続き2歳児が幼稚園に入園・在籍することが出来るよう、改正法においては、関係規定の削除に係る施行日を平成20年4月1日としています。

については、別添2の「幼稚園を活用した子育て支援としての2歳児の受入れに係る留意点」（以下、「留意点」という。）を踏まえ、各地域の創意工夫により、幼児の視点に立ち、家庭とも連携を図り、一人一人の幼児の発達段階に応じて適切に事業を実施するようお願いいたします。なお、この留意点は、これまでの特区における取組の事例や成果等も勘案して、よりよい形態で2歳児を受け入れることができるようにするための方策をまとめたものであり、留意点に準拠した取組を義務付けるなど新たな規制を付加するものではありません。

各都道府県知事及び教育委員会におかれましては、貴管内の市町村教育委員会及び幼稚園に対して、上記事項を周知されますようお願いいたします。

【本件担当】文部科学省 初等中等教育局 幼児教育課 企画係

連絡先：03-5253-4111（内線2375）

(別添1)

構造改革特別区域法の一部を改正する法律(抄)

平成十九年三月三十一日公布、法律第十四号

構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

(中略)

第十四条を次のように改める。

第十四条 削除

(中略)

別表第四号中「三歳未満児に係る幼稚園入園事業」を「削除」に改め、同表第五号中「削除」を「条例による事務処理の特例に係る事務の合理化事業」に改め、同表第十九号中「削除」を「地方公共団体の長による学校施設の管理及び整備に関する事務の実施事業」に改め、同表第二十一号中「地方公共団体の設置する特別養護老人ホーム管理委託事業」を「削除」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～三 略

四 第十四条の改正規定及び別表の改正規定(同表第四号に係る部分に限る。) 平成

二十年四月一日

2～3 略

幼稚園を活用した子育て支援としての2歳児の受入れに係る留意点

平成19年3月31日
文部科学省 初等中等教育局 幼児教育課

1 基本的な考え方

- 大人への依存度が高い2歳児について、幼稚園児としての集団的な教育を行うのではなく、幼稚園内の人的・物的環境を適切に活用し、個別のかかわりに重点を置いた子育て支援として受け入れる際には、幼児の主体的な活動を前提として行われる満3歳以上の幼児を対象とする幼稚園教育を当てはめていくのではなく、2歳児特有の発達を踏まえた受入れに配慮し、その成果を3歳児以降の幼稚園教育に円滑につなげていくことが大切である。
- 幼稚園を活用した子育て支援としての2歳児の受入れについては、保育所とは異なり、幼稚園教育への円滑な接続の観点から行うものである。2歳児の発達段階上の特性を踏まえ、その基本的な考え方については、次のとおりである。
 - ① 2歳児の受入れに従事する者は、幼児との一対一の関係を大切にして信頼関係を築き、幼児が安心して自分の気持ちを表したり、自分の思いで行動したりするように援助することが大切である。
 - ② 幼児一人一人が、食事、排泄、衣服の着替えなどの健康で清潔な生活の習慣を身に付け、自立しようとする意欲を持つようにすることが大切である。
 - ③ 2歳児の受入れに従事する者は、幼児と一緒にいろいろな遊びをしながら、ものや人などへの興味や関心を引き出し、幼児の世界を広げていくようにすることが大切である。
 - ④ 2歳児の動き方や遊び方を踏まえ、健康や安全に十分に配慮した園舎内外の環境を整備するようにすることが大切である。
 - ⑤ 親子で一緒に活動したりして、保護者が子育ての喜びや楽しみを味わう機会をつくりながら、親として成長できる場を提供していくようにすることが大切である。
- 幼稚園で子育て支援として2歳児を受け入れることで、受入れに従事する職員が、2歳児の発育・発達への理解を深め、経験を重ねることで、実践力を高めていくことが期待される。その上で、幼稚園においては、さらにその機能を充実させて、認定こども園となることが考えられる。

2 満3歳以上の学級との関係等

- 2歳児の特質を踏まえれば、満3歳以上の幼児とは別に2歳児のグループを編成して行うなど、工夫することが大切である。
- 2歳児の場合、一人一人の発達、体力等の実情や家庭の状況により、毎日登園する幼児、定期的に週数回登園する幼児、不定期に登園する幼児などがいると想定される。こうしたことに配慮して、グループ等を工夫して編成することが大切である。

3 安全の確保

(1) 園舎内の安全の確保

- 保育室を中心に、園舎内の安全の点検は、職員全体で行い、安全に対する十分な配慮をすることが必要である。
特に、保育室や廊下などの施設や設備の設置に当たっては、非常時などの避難経路の確保などに十分に配慮する必要がある。

(2) 園舎外の安全の確保

- 2歳児は、興味を持ったものにすぐにかかわり遊び出すことが多く、危険を予測したり、安全に配慮したりすることは難しい。活発に動く4～5歳児に憧れの気持ちを抱きつつも、動きがぎこちないため、一緒に活動することで2歳児にとっては危険な動きに巻き込まれてしまう可能性もある。また4～5歳児と一緒に、2歳児が思うように遊具が使えなかったりして、十分遊べないこともある。このような事情を踏まえ、園舎内と同様に園舎外の安全を確保する必要がある。

4 子育て支援としての受入れの内容等

2歳児の発達を踏まえ、養護的側面を重視した活動の内容を検討する必要がある。また、各幼稚園には、教育目標があり、それに基づいて3歳児以上の教育の全体計画である教育課程が編成されているので、こうした3歳児以上の幼稚園教育に円滑に移行していけることにも留意し、2歳児にふさわしい活動の内容を検討する必要がある。

(1) 2歳児の受入れで重視したい事項

- 2歳児の発達の特徴として、複数の幼児が平行的に遊ぶ中で、受入れに従事する者との一対一の関係を基本とし、幼児同士が同じ活動と同じ場で行うことが多く、3歳児同士のように、かかわり合う、見合う、模倣し合うという関係にはなりにくい。
- こうした点も踏まえれば、2歳児の受入れに際して、以下に示す保育内容を手がかりにして活動の内容を検討する必要がある。
 - ① 食事、排泄、衣服の着替えなどの基本的な生活習慣を身に付ける。
 - ② 全身を使う遊び、手や指を使う遊びなどを繰り返して行い、いろいろな体の動きを楽しむ。
 - ③ 自分の好きなものや遊具、遊びなどを見つけ、楽しむ。
 - ④ 友達の遊びに興味を持ったり、先生や友達と一緒に遊んだりする。
 - ⑤ 園生活に必要な言葉や、受入れに従事する者の簡単な指示がわかる。

- ⑥ ごっこ遊びなどをする中で、先生や友達と言葉のやり取りを楽しむ。

(2) 家庭との連携

2歳児の受入れは、保護者の育児不安、負担の解消等の保護者のニーズに応えることになる。その際、単に保護者の子育てを肩代わりするのではなく、家庭と緊密な連携をとりながら、保護者の幼児の成長への理解や共感を高め、親として成長する機会を提供することが大切である。

ア 家庭との緊密な連携

① 保護者との信頼関係の構築

- 幼児の家庭での過ごし方やグループ等での状況等について情報交換するなど、家庭と緊密な連携をとりながら、2歳児の受入れに従事する者と保護者がともに幼児を育てるという意識をもつことが大切である。
このため、園便りや連絡帳、または活動への参観や参加、個人面談など様々な機会を使って、2歳児に関する活動の方針を家庭に伝えることなど、2歳児の受入れに従事する者と家庭の連携を深めることを積み重ね、保護者一人一人との信頼関係を築くことが大切である。

② 保護者の育児不安への対応

- 保護者の中には、幼い我が子を登園させることに不安を感じている者もあり、折に触れて、その幼児の成長や良さを伝えながら、2歳児の受入れに従事する者に対して信頼が持てるようにするとともに、保護者自身が子育てについて自信を持てるようにしていくことが大切である。
- 特に、育児不安が深刻化している場合は、必要に応じて地域の保健センターや相談機関と連携を図ったり、専門カウンセラーを活用したりすることができるよう、保護者の個々の悩みや相談に応じていく体制を整えることが望ましい。

イ 家庭の教育力の再生・向上につながる子育て支援

① 親子登園の機会の提供

- 2歳児を持つ保護者の中には、子育てがよくわからず、子どもとのかかわりがうまくできないと感じている者も少なくない。こうした保護者にとっては、2歳児の受入れに従事する者が幼児たちとかかわる姿に接することが、日頃の自分の子どもとのかかわりを振り返ったり、改めて子育ての仕方を学んだりする機会となる。
また、折に触れて子どもを通して職員や他の保護者などと

つながりをもつことは、孤立した子育てから開放され、保護者自身が、子どもの自立を促すために子離れをしていくことにもつながる。

- このようなことを踏まえ、2歳児の受入れでは、適宜、親子登園の機会をつくり、親として成長する場を提供することが考えられる。

その際、どのような親子登園を企画していくかについて、年間を見通して計画を作成することが大切である。

この場合、幼児たちと一緒にいろいろな遊びやゲームを楽しむ、自分の子どもと一緒に何かをつくる、母親だけでなく父親も一緒に活動する等、保護者や幼稚園の実態に沿って様々な工夫をすることが大切である。

また、地域の人材やボランティア、子育てNPOを活用するなどして、楽しく活動しながら子育てを学べる場をつくることも大切である。

② 子育てを話し合う場の提供

- 自我が芽生える2歳児の発達やそれに応じたかかわり方などについて、2歳児の受入れに従事する者の話を聞いたり、他の保護者と話し合ったりして、子育てを共有することは非常に大切である。

また、3歳以上の幼児の保護者との交流の場も設けながら、子育ての経験者の話を聞くことも有効である。

③ 子育てに喜びと希望を持たせる取組

- 保護者が園行事に参加することなどを促し、3歳児、4歳児、5歳児に接する機会をつくりながら、幼児期の発達や幼稚園教育についての理解が得られるようにして、子どもの成長について見通しをもち、ともに喜びや期待が持てるようにすることが大切である。

(3) 2歳児の受入れにおける計画の作成と留意事項

ア 計画の作成

- 幼児の実態に基づいて受入れの計画を作成し、計画性のある指導を行うことが大切である。

その際、子育て支援としての2歳児の受入れ内容は、3歳児の教育内容を下ろしてくるのではなく、2歳児の発達を踏まえたものとする必要がある。

- 長期の計画の作成に当たっては、全職員の理解のもとに、2歳児の活動内容を十分に検討し、幼児の実態、幼稚園や地域の実態を踏まえる必要がある。

また、幼児の発達や保護者の実態等に沿って、適宜、親子で活動する場面などを取り入れながら、親も子も楽しみに登園し、成長することにつながる計画とすることが大切である。

- また、2歳児から3歳児への移行が円滑なものとなるよう配慮をすることが大切である。
- 短期の計画では、幼児一人一人の興味や関心、発達等が異なり、個人差が大きいことに配慮し、家庭との連携を図りつつ、幼児一人一人の実態に即して作成することが大切である。
特に、登園日数が異なる幼児がいるグループ等の編成に当たる場合には、どの幼児も戸惑いが少なく、安心して過ごせるように配慮することが大切である。
また、具体的な活動の展開においては、幼児一人一人の活動に依じて、柔軟に展開していくことが必要なため、時間的にもゆとりを持った計画を立てることが大切である。
さらに、個人別の記録等もつけながら、幼児理解を深め、一人一人について発達の見通しをもって援助をすることが大切である。
- 2歳児が園行事に参加する際は、短時間の参加や、行事の一部への参加などの無理のない参加形態を検討する等、2歳児の発達の特性や興味・関心に配慮し、工夫する必要がある。
- 計画の作成に当たっては、常に、実施、点検・評価を重ねながら、幼児の実態に沿った計画を作成することが大切である。
- 2歳児の場合、年度途中での受入れや不定期的に登園する幼児、親子で登園する幼児の受入れも予想される。このため、それぞれの実態に応じて個別の計画を作成する必要がある。
- 2歳児は、特に、緊急時に活動に従事する者の指示に従った行動がとりにくいため、避難訓練などは適宜行い、2歳児があわてず避難できるようにすることが重要である。その際、2歳児がグループ等の生活に安定する過程を見通して、年間の計画の中に位置づけるなどの配慮が必要である。

イ 留意事項

- 2歳児は、これまでの生活経験や月齢などにより発達の個人差が大きい時期であるため、幼児一人一人の発育・発達状態を把握し、一人一人の実態に沿ったきめ細かな援助を行うことが大切である。
また、して欲しいことや困ったことなど自分の思いをうまく言葉に表すことができないことも多いので、2歳児の受入れに従事する者は、ゆったりとした構えで幼児と接し安心感を持たせるとともに、幼児の表情やしぐさなどからその内面を読み取っていく姿勢を持つことが大切である。
- 日々の活動では、2歳児が健康で快適な生活を送れるように、一日の中で適切な休息や水分補給を行い、食事や排泄、衣服の着替え等の基本的な生活習慣を身に付けるための援助をきめ細かく行うことが大切である。
- 2歳児の受入れに従事する者は、幼児一人一人の発達や、興味や関心、意識の流れなどに沿って環境を構成し、幼児自らが好きな遊びを見つけ十分にそれを楽しめるような状況をつくり、遊びへの意欲を育てていくことが大切である。
また、幼児一人一人が持つ生活のリズムに沿って、食事や午睡

も含めて幼児にとって無理のない一日の活動の流れをつくることも大切である。

(4) 遊具・用具

ア 2歳児の受入れに必要な遊具・用具

- 計画に沿って2歳児の受入れを行うに当たって、必要な種類及び数の遊具・用具を備える際には、2歳児が扱いやすい大きさや形などに配慮することが大切である。
- 幼児が直接に触れ、扱うものであるから、材料や構造上の安全性に十分配慮して、遊具を選択することが大切である。
また、幼児にとって心地よく、親しみやすい材質であることも大切である。

イ 収納、清潔、安全点検

- 幼児自身が、遊びの一環として遊具・用具を出し入れできることに配慮して、遊具・用具の量や種類、収納の仕方を工夫することが大切である。
- 2歳児の場合、遊具や用具を口にすることもあるので、適宜、洗ったり拭いたり、消毒したりして、清潔や衛生に配慮していくことが大切である。
- 3歳以上の幼児が、通常使っている用具類の中には、はさみなど2歳児が使うと危険を伴うものもあり、特に2歳児が活動する場に置く用具類などの管理を適切に行い、幼児が使用するときには2歳児の受入れに従事する者が渡すなどの配慮が大切である。
- 戸外遊びの遊具・用具などの中には、3歳以上の幼児が使う遊具・用具と共通なものが多い。この場合、あらかじめ2歳児が使っても安全かどうかなどの点検を行い、場合によっては、2歳児の使用を制限したり、2歳児の受入れに従事する者が必ず付き添ったりするなどの配慮が大切である。

5 2歳児の受入れ体制にかかる園全体の協力と複数担当

- 2歳児を受け入れるに当たっては、担当の職員に任せるだけでなく、職員全体の協力体制が必要である。また、2歳児を複数で担当する場合は、個々の幼児理解について話し合ったり、一緒に活動の計画を作成したりして、援助の方向について共有して臨むことが大切である。2歳児に対する職員の配置については、低年齢児の保育を実施している保育所における6対1の配置基準も参考として、受入れ体制を整備することが大切である。
- 2歳児を複数で担当する際、年度途中の受入れも含めて受入れ当初は、幼児にとって、特定の職員とのつながりを持つことで安定することもある。必要に応じて担当制を取り入れるなど、幼児の実態に応じて柔軟な体制をとるようにすることが大切である。

6 2歳児の受入れに従事する者の資質向上

(1) 2歳児の発達等についての理解

- 2歳児の受入れに従事する者は、2歳児の発育・発達の特徴を十分に理解した上で、幼児一人一人について発達の見通しを持って援助を行うことが大切である。
- 園外研修や園内研修等を通して、2歳児の発育・発達への理解を深め、実践力を高める努力が大切である。
また、保育所における2歳児保育の実際を見たり体験したりするなどして、2歳児の発育・発達や保育の在り方についての研修を行うことが有効である。
- 2歳児の受入れに従事する者は、当該幼稚園の3歳児以上の教育課程に基づく教育活動とのつながりを意識して2歳児の受入れを行うことが大切であるが、2歳児の場合、特に養護的なかわりが必要なことから、幼稚園教諭免許のほか、保育士資格を有するなど低年齢児の子育てに関する知識・経験を有することが望ましい。

(2) 保護者との関係を構築する力と親育ちの支援

- 2歳児を持つ保護者からの相談を受けたり、親育ちのプログラムを作成したりする等、積極的に子育て支援をすることが期待されているので、2歳児の受入れに従事する者の資質として、保護者との関係を構築する力をもち、子育て支援を実践していく力量をつけることが大切である。

7 その他

- 2歳児の受入れの形態によっては、2歳児が保育されている実態があるものと考えられ、認可外保育施設として、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条に基づく指導監督の対象となる場合がある。その指導監督については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日雇児発第177号）の別添「認可外保育施設指導監督基準」に示されているところであり、同基準を遵守する必要があることについて留意することが必要である。
なお、児童福祉法上の保育されている実態があるか否かの判断については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」に示されているところである。
- 2歳児を受け入れる際には、傷害保険の加入等についても十分配慮することが必要である。
- 2歳児を受け入れる際には、2歳児に関する活動の方針や内容、受入れ体制等について十分に情報提供を行い、幼児や保護者が安心して登園できるようにすることが必要である。

本誌では、諸外国の幼児教育についてご興味が多いことより、文部科学省大臣官房国際課国際協力政策室の協力を得て、四月号より一年間、海外の幼児教育の状況について紹介することといたしました。初回となります今回は、イギリスの幼児教育事情についてご紹介いたします。
(調査広報委員会)

●イギリスの幼児教育

質の高い教育とケアの提供 子どもセンターの設置へ

たがみきこ
楠 瑞希子・聖徳大学短期大学部保育科教授



イギリス

者負担の重さも際立っていました。

イギリスの就学年齢は満五歳ですが、伝統的に四歳で小学校に入学するのが普通です。学校への受け入れは、九月一律、九月・一月の年二回など、自治体ごとに方式が異なります。入学年度はレセプション・イヤールと呼ばれ、ここで子どもたちは遊びを通して学びながら、ゆつくりと学校生活に慣れ親しみ、翌年度に第一学年へと進みます。

就学前の「教育とケア」は、ブレア政権下の過去十年ですっかり様変わりをしました。かつては、社会的な位置づけが低く、国の制度も十分だったために、施設の不足や偏在が著しく、施設間の質の違いと保護



▶「子どもセンター」内で実施されるインター支援事業(交流・研修)の風景

にあります。

あい前後して、国内で提供される教育とケアの質を一元的に評価・指導する仕組みが整えられました。それが「教育水準局」の設置と、全事業者を対象とする登録・査察・報告(公開)の制度です。ここでいう事

それが今では、政策の最優先課題となり、全国で拡充策が展開されています。目指すところは、すべての乳幼児と子育て家庭に対する質の高い、包括的なサービスの確実な提供でして、教育・ケア施設だけでなく、「立ち寄り広場」や医療、職業訓練なども一箇所に集めた「子どもセンター」の設置が特に推奨されています。

変化の過程を具体的に述べますと、一九九八年以降、中央および地方のケア担当局の責任が教育担当局に引継がれ、教育とケアに関する行政組織が一本化されました。現在は、すべて「教育技術省」の責任下

業者には、公立・公費維持・私立の諸学校、営利・非営利のケア施設だけでなく、チャイルド・マインダー(保育ママ)のように家庭で働く個人も含まれます。これによって、質が懸念される事業者には強力な公的指導が入り、悪質な例は登録取消しの形で排除されるようになりました。同時に、従事者の研修と資格向上の支援策も強化されました。

評価基準や指針の策定も進みました。八歳以下の「全国ケア基準」、三歳からレセプション・イヤール終了までの「基礎段階基準」、三歳以下の指針「重要な〇・三歳」が初めて規定されました。



グローバル・ビュー
海外の幼児教育

●新規採用教員研修用の資料ビデオのご紹介

新規採用教員研修用資料ビデオ
幼児理解に始まる保育⑤
いっしょにやろうよ・伝え合う
気持ち・五歳児

このビデオは、幼稚園の新規採用
教員研修用の資料ビデオとして、制
作されたものです。

☆新規採用教員の方々へ

保育を展開する中で、活動の状況
は見えても、幼児一人一人がどのよ
うに感じ、どのような気持ちや思い
を抱いているのか、その内面に何が
起こり、どのように乗り越え、何が
身に付いていくかなど、一人一人が
育っていく過程は見えにくいもので
す。教師は幼児と生活を共にする中

二〇〇八年からは、これらを総合
した単一の〇〜五歳「乳幼児期基礎
段階基準」が施行され、全事業者
は、「人間的・社会的・情緒的発
達」「コミュニケーション・言語・
読み書き」「問題解決・推論・数」
「世界についての知識と理解」「身
体の発達」「創造性の発達」の六領
域にわたって子どもの学習や発達に
配慮し、援助を与え、見守ることに
なります。
保護者の費用負担軽減の仕組みも
整いました。一つには、全三、四歳
児の一日二・五時間分の費用の無償

文科科学省だより

化です。今ひとつが、税制を通じた
子育て家庭への現金給付です。まだ
不十分との声も大きいのですが、ど
ちらも充実の方向に向かっていま
す。
(協力)文科科学省大臣官房国際
課

★子ども会で人形劇をしよう

五歳児ゆり組は三十三人。ハルカ
ちゃんたち七名は子ども会に向けて
人形劇をすることになった。
先生から人形の作り方を教わり、
それをグループの友達に伝えて、ど
んな人形ができるのか楽しみにしな
がら作っているが、進み具合に差が
できてしまう。一足先に人形が出来
上がり、次に遠足バスを作り始めた
サワちゃんたち。一方、人形作りが
進まないでいるハルカちゃん。

このビデオは、新しく幼稚園教員
になった方々が、幼児の内面を理解
する力を身に付けることを目的とし
て編集されています。

【主な内容】
このビデオには、二学期後半の五
歳児と先生との生活がそのままに
収録されています。

幼児一人一人の思いに教師はどう
応じていけばよいのだろうか？
★遠足バスはどこにいくの
全員の人形ができあがり、いよいよ
劇の練習がはじまった。先生のアド
バイスで遠足の場所や劇に必要な
ものもつくりはじめ、物語の展開が

少しずつはつきりしてきた。ユメノ
ちゃんがつくったお弁当箱は他の子
の関心を引いた。サワちゃんもお弁
当を分けてもらおうと交渉する。
グループの仲間がひとつの目的に
向かって遊びをすすめるとき、一人
一人の思いをどのようにつなげてい
けばよいのだろうか？

★お客さんと呼んできたら
サワちゃんたちは、人形劇の舞台
をホールに運び、子ども会を想定し
てさっそく練習を始めた。お客に見
せるか見せないかでハルカちゃんと
意見が対立して、途中でやめてしま
った。ところが、ハルカちゃんがお
客を集めてきたことで、サワちゃん
たちは大慌て。
一人一人の幼児の思いにずれがあ
るとき、幼児たちはどのように乗り

平成19年度経常費単価(当初予算)

平成19年4月6日現在

都道府県名	単価
北海道	積算中
東北	
青森	160,652
岩手	158,452
宮城	153,355
秋田	165,850
山形	160,652
福島	167,503
茨城	180,481
栃木	172,200
群馬	189,296
埼玉	165,192
千葉	160,652
新山	176,303
梨	158,194
東京	159,799
神奈川	131,373
東海・北陸	
富山	174,131
石川	180,162
福井	175,041
長野	163,157
岐阜	179,973
愛知	171,152
三重	158,036
滋賀	162,589
京都	積算中
兵庫	185,073
奈良	178,330
和歌山	171,000
大阪	172,430
中国	
大分	160,652
鳥取	167,963
島根	157,919
岡山	165,812
広島	178,860
山口	184,000
徳島	積算中
香川	160,764
愛媛	156,575
高知	160,652
福岡	積算中
佐賀	積算中
長崎	162,533
熊本	162,530
大宮	積算中
鹿児島	積算中
鹿儿島	163,799
沖縄	168,268
沖縄	168,268
財政措置額	160,652

注) 金額は園児1人あたり年額(単価:円)/当初予算・補正予算前分を含む

注) 都道府県事務局からの報告による。全日私幼連調へ

注) 「積算中」は、知事選挙等の関係上、報告は6月頃となる

越えていくのだろうか。
 ★ どうしてハルカちゃんやらないの
 子ども会まであと一週間。みんな
 で動物園の看板を描くことになった
 が、ハルカちゃんだけは、仲間と一
 緒の場にいらない。そのことをサワチ
 ちゃんたちに言われて泣き出すハルカ
 ちゃん。
 幼児同士がぶつかり合う気持ちを
 教師はどのように受け止めたらよい
 のだろうか？

教師のかかわりが、幼児の言動に
 どのような変化をもたらしているの
 だろうか考えてみよう。
 ☆ 活用に当たって、新規採用研修指
 導員の方々へ
 新規採用教員がまず身に付けたい
 力は、保育の中で起こる様々な状況
 に適切に対応できる実践的指導力で
 す。それは、幼児と共に生活しなが
 ら、具体的な場面に直面して、体験
 を通して身に付けていくことが基本
 です。
 研修などで、このビデオを活用
 し、幼児の表情や言葉から、幼児の
 思いや実現したいと思っていること
 などの理解を深め、どのような教師
 のかかわりが必要かを具体的に考え
 ていくことが、効果的です。
 その際、この場面に映し出された
 教師のかかわりを単に批判的に見る
 のではなく、まずそれぞれの場面に
 自分が直面したらどうするかなどを
 考えてみるのが大切です。また、
 ビデオの視聴後に、研修指導員、先
 輩や同僚など様々な人々と話し合う
 ことも、多くの視点に気付くことが
 できるので有効です。

▼制作・岩波映像株式会社▼制作・
 販売・岩波映像株式会社/東京都文
 京区小石川二丁目十三番二〇五、
 電話〇三―五六八九―二六〇一、F
 A X〇三―五六八九―二六八五
 eメール iwamami@iw-eizo.co.jp
 (幼児教育課)
 ● 文部科学省人事異動
 四月一日、文部科学省は人事異動
 を発令しました。
 幼稚園関係では、幼児教育課幼保
 連携推進室幼保連携推進専門官の大
 杉住子氏が、愛媛県教育委員会文化
 スポーツ部保健スポーツ課長に就任
 され、後任には今井裕一氏(愛媛県
 教育委員会文化スポーツ部保健スポ
 ーツ課長)が就任されました。

なめらかな 幼小の連携教育 **新刊**

—その実践とモデルカリキュラム

中教審の検討課題にも取り上
 げられ、今注目される幼小連
 携。子どもにとって望ましい
 幼小連携とはどのようなもの
 かを追究し、モデルカリキュ
 ラムにまで高めた1冊。

- 佐々木宏子&鳴門教育大学
 学校教育学部附属幼稚園 著
- 定価1,890円 (本体1,800円+税5%)
- A5判 192ページ

発行・発売 **チャイルド本社**



茨城県からのおたより

待機児童の捉え方に疑問



県花・バラ

日立市で、「幼児施設設置協議会」が開かれました。そこで討議になったのが、公立保育所一園の定員を三十人から六十人に増員することと、九十人の新設保育所を認可することでした。

待機児童が大幅に増えたことによるもので、五百メートル以内にある私立幼稚園の反対がありました。協議会運営要綱の設置計画協議書には、「一キロメートル内の幼稚園や保育所の同意を得る」とありますが、かつ書きで「止むを得ない事情で同意しない場合は、省略してよい」という付記があり、投票で十対二で可決されてしまいました。

幼稚園や保育所の同意が明文化されているにもかかわらず、同意を省略しても構わないということでは、協議会の必要はないと思います。幼児施設設置計画書は申請者が出すもので、あらかじめ関係者で決めたもの

を協議員会に諮るといふことかと勘ぐりたくありません。矛盾する条文をいつの間にか入れたことは、私立幼稚園を愚弄していると言わざるを得ません。

待機児童も、働きたい保護者の児童をすべて待機にカウントされては、たまったものではありません。日立市の認可保育所入園基準は▼家庭外労働（外で仕事をしているので保育ができない）▼家庭内労働（家庭で児童と離れて家事以外の仕事をしている）等五項目ですが、働きたい保護者の児童をすべて待機とするとは述べていません。このことは「次世代育成支援対策法」が生み出したように思えます。全県、全国に広がっていくのではないかと不安が残ります。

（茨城県私立幼稚園連合会県北地区
長、日立市・大久保幼稚園／岡部公一）

本協会は、平成十八年度に役員の変更を行ない、新体制で一年目が終わったところです。昨年度を振り返ると、特に研修事業と経営研究に特徴が出ているようです。

まず、研修事業は、(財)全日私幼研究機構から示された「俯瞰図」にのっとった研修が実行できるか、チャレンジが始まったことです。毎年実施される「新規採用教師研修会(協会主催)」では、研修を受けたことを証しにする「修了証」を発行することになりました。

次に、経営研究では、幼稚園の後継者たる若い人材を養成すべく、NGM(ネクスト・ジェネレーション・ミーティング)が組織され、本年度は仙台市まで十人の視察団を組み、認定こども園及び幼保合築施設を訪ねています。

また、昨年六月には、前文部科学省幼児教育課長の蒲原基道氏に講演

していただきました。認定こども園の法案が国会を通る直前でしたので、当然、この件についての最新情報をお話しいただいたのですが、後半は「つどいの広場」事業についての、幼稚園の施設内で行なった場合の説明をしていただきました。

つどいの広場事業は、厚生労働省の事業で、私立幼稚園には馴染みが薄いのですが、蒲原課長はもとも厚労省の方なので、「これは幼稚園にぴったり」と思われたそうです。

そこで、つどいの広場を実際に福岡市で運営している「城南区こどもプラザ」代表の高山静子氏に、つどいの広場事業の実際を話していただき、幼稚園でつどいの広場を行なう蒲原課長の提案が、いかに幼稚園の教育理念や制度とマッチしているかがよく解りました。(福岡県私立幼稚園振興協会理事、中間市・緑ヶ丘第三幼稚園／船津正行)



県花・ウメ

研修事業と経営研究を充実

福岡県からのおたより

※注：「保育料（給食代〇〇〇〇円を含む）」又は「施設設備費（スクールバス代〇〇〇〇円を含む）」のような表記は、給食代又はスクールバス代を個別に徴収するのと変わらないので、給食代又はスクールバス代は課税の対象となります。

問5. 給食の提供に係る経費を保育料として徴収している場合、年度末に給食を食べなかった日数分を返金してもいいですか。

答5. 返金できません。休暇分に係る保育料を返金しないことと同じ考え方です。

問6. 現行のまま、給食代やスクールバス代として保育料等とは別個に徴収し、決算時に、保育料等に振り替えた場合、当該給食代等は非課税になりますか。

答6. 非課税になりません。

問7. すでに、平成19年度の募集も終わっているのに、これから保育料等に係る園則の変更はできるのですか。

答7. 今回は、各県の行政担当によりますが、多くの県が園則変更届を受理する方向で検討しているようです。北海道ではすでに、今回のための園則変更届を受理する旨の事務連絡を各園宛に行っております。添付書類は、理事会の議事録、変更後の募集要項、園則の新旧対照表、保護者に対する説明資料となっております。

問8. 外部委託をしている場合の給食代の消費税の取扱いはどうなりますか。

答8. 給食を外部委託している場合であっても、外部委託業者に支払う費用を保育料として徴収している場合には、非課税となります。ただし、給食代を保護者から預かって（預かり金で処理）、外部委託業者に支払っている場合には、幼稚園はその取次ぎをしているに過ぎないことから、幼稚園において消費税の課税関係は生じないこととなります。なお、課税関係が生じないのは、実費精算が行われ、幼稚園に差額が生じない場合に限られます。したがって、幼稚園に歩留まりが生じる場合には、給食代としてではなく、保育料として徴収しなければ、消費税は非課税とはなりません。

問9. 自園給食の材料費は何科目になりますか。

答9. 教育研究経費の給食材料費、給食消耗品費等が適当と思われます。

問10. スクールバスの運用に係る経費は何科目になりますか。

答10. 教育研究経費の車輛維持費、車輛燃料費等が適当と思われます。

問11. 保育料や施設設備費を変更した場合、保護者からクレームがきませんか。

答11. 各園の事情によりますが、問い合わせが来ることも予想されます。しかしながら、全体的な納付金額に変更がないわけですから、説明し理解してもらうことが大切なことです。

問12. 今回の取扱いが各県の税務署に周知徹底されるのはいつ頃ですか。

答12. 具体的にいつ頃とは分かりませんが、国税当局においても今回の取扱いが周知徹底されるものと聞いています。

問13. 課税事業者から免税事業者への変更届はいつ提出すればいいですか。

答13. 基準期間（2年前）の課税収入が1,000万円以下になった時です。詳しくは、私立幼稚園税務会計Q&A（全日私幼連）Q48をご参照ください。

私立幼稚園における給食の提供及びスクールバスの運用に係る 消費税の取扱いに伴うQ & Aについて

全日私幼連経営研究委員会

この度、文部科学省において、食育・安全確保の推進の観点等から、給食の提供やスクールバスの運用については幼児教育の一環として行なうものであるとの前提のもと、給食の提供やスクールバスの運用に要する費用の消費税の取扱いについて、国税庁に照会したところ、①給食の提供に係る経費を「保育料」として徴収している場合、②スクールバスの維持・運営に係る経費を「施設設備費」として徴収している場合については、消費税が非課税となる旨の回答を得ました。つきましては、その取扱い等について関係省庁のご指導も得ながら、下記のとおりQ & Aを作成しましたので参考にしてください。

なお、給食の提供及びスクールバスの運用に係る消費税の個別・具体的な取扱いについて疑義がある場合には、当方で取りまとめ、関係省庁に確認しますので、ご連絡ください。

問1. 非課税となる徴収費目を教えてください。

答1. 消費税法施行令には、消費税が非課税となる教育に係る役務の提供の対価として授業料(保育料)、入学金、入園料、施設設備費などが規定されており、これを受けて消費税法基本通達には、施設設備費(料)、施設拡充費、施設充実費、維持費、設備費等が例示されています。今回の場合は、給食の提供に係る経費を保育料として、スクールバスの運用に係る経費を施設設備費として徴収している場合には非課税となる旨の回答があったものです。

問2. 職員の給食代や親の試食給食代は何科目になりますか。また、消費税の取扱いはどうなりますか。

答2. いずれも補助活動収入、又は、雑収入になります。また、消費税の取扱いについては、いずれも教育に係る役務の提供の対価には該当しないことから、課税の対象となります。

問3. 保育料、施設設備費ともに全園児一律の額で徴収することが原則と考えますが、給食を要しない子ども、スクールバスを利用しない子どもの取扱いはどうなりますか。

答3. 園則や要項等に特別な事情がある場合の減免規定を設け、保護者から減額申請をしていただくことにより、減免することになります。

問4. 給食の提供に係る経費又はスクールバスの運用に係る経費を保育料又は施設設備費にそれぞれ含めて徴収している場合で、上記問3にあるように減免する場合の、園児募集要項等における表記の方法はどうなりますか。

答4. 次のような表記の方法が考えられ、この場合の保育料及び施設設備費は非課税となります。

(1)保育料について

納付金の名称	納付金額
保育料 (給食の提供に係る経費を含む ※注)	月額 〇〇〇〇円 ただし、特別の事情がある場合には、減免することができる。

(2)施設設備費について

納付金の名称	納付金額
施設設備費 (スクールバスの運用に係る経費を含む ※注)	月額 〇〇〇〇円 ただし、特別の事情がある場合には、減免することができる。

編集

後記

新しい年度もスタートしてあわたしだった卒園・入園も一段落というところでしょうか。新入園児を迎え活気ある中でも目が離せない日々です◆教育基本法改正に伴う教育関連三法の見直しの中に幼稚園にとつて重要なことが盛り込まれました。一つは教育の順序ということから、学校種の規定順の中で最初に幼稚園が置かれたということです。これまで一番しんがりを務めていたのが最初に躍り出るわけで、「最初の学校」としての幼稚園に誇りと責任を持つていくことです◆二つ目に「保育」という言葉、考え方も幼児の特性を踏まえた独自の指導方法として配慮して欲しいという要望が、全日私幼連から中央教育審議会に出され、法律に残される見通しがつきました◆今月号からの「私のこども学」は脳科学者の茂木健一先生がご執筆くださいます。乞御期待。同時に紙面をリニューアルして活字の大きさや内容等を改めました。いかがでしたでしょうか。

(調査広報副委員長・野澤達也)

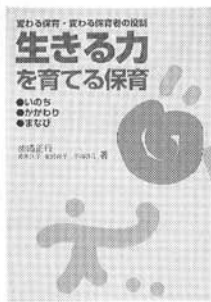
変わる保育・変わる保育者の役割

生きる力を育てる保育

新時代の保育者のバイブル!

- ★事例が具体的だから読みやすい!
- ★Q&A形式で理解しやすい!
- ★さらに詳しい情報も満載!

【いのち・かかわり・まなび】
3冊セット・ケース入り
A5判・各巻92ページ
定価2,900円(税込み)
柴崎正行・青木久子・
岩崎婉子・平山許江共著



新・教育要領
に対応!



世界文化社

〒102-8187 東京都千代田区九段北 4-2-29

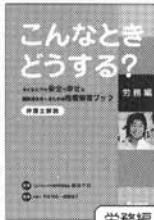
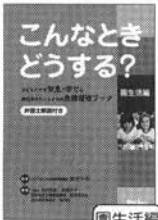
☎03-3262-5128 (営業部)

園の安全を
考える!

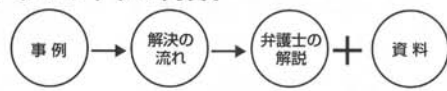
園経営で予想されるあらゆるリスクに対応し、お答えします

こんなときどうする?

子どもたちが安全で幸せな園生活をおくるための危機管理ブック



弁護士解説付き わかりやすい内容!



セット定価: 13,650円 (本体13,000円) ケース入り 16-11223
セット内容: (園生活編) B5判 328ページ / (労務編) B5判 92ページ
(資料CD-ROM) for Windows

◎お申し込みは貴園にお伺いしています小社特約代理店
もしくは学研幼児教育事業部 03-3726-8711まで

学研

幼児期から
児童期への教育



新刊! 幼児期から児童期への教育

国立教育政策研究所
教育課程研究センター/編
A5判 定価 本体600円 (税別)

幼稚園及び保育所と小学校との連携を深めるために、国立教育政策研究所が研究を進め、具体的な実践事例を中心にわかりやすくまとめた指導資料集。

幼稚園における
道徳性の芽生えを
培うための事例集



幼稚園における道徳性の芽生えを培うための事例集

文部科学省/編
A5判 定価 本体130円 (税別)

乳幼児期における道徳性の発達について、配慮することの基本的な考え方と指導計画作成の手がかり、幼児の姿と教師の関わりなどについて述べた書。

ひかりのくに株式会社

本社/〒543-0001 大阪市天王寺区上本町3-2 TEL.06-6768-1151代表
支社/〒175-0082 東京都板橋区高島平6-1-1 TEL.03-3979-3111代表